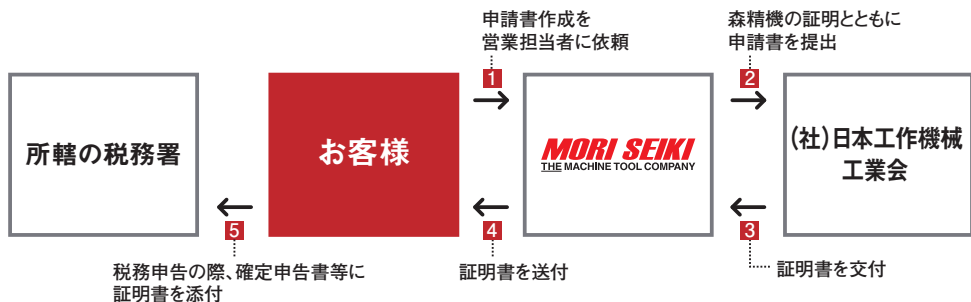


申告手続きについて

該当する機械を取得した企業が確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で申告することになっています。この場合、指定機種に該当することが明らかな証明書類を用意する必要があります。税務申告の際はこの証明書を添付しなければなりません。



Q&A

Q1 エネ革税制と中小企業投資促進税制では、どちらが有利ですか？

A1 特別償却においては、エネ革税制が有利になります。<sup>\*1</sup> 対象企業、対象設備にも違いがあります。

	対象企業	対象設備
エネ革税制	全て <sup>*2</sup>	高効率複合加工機に限る
中小企業投資促進税制	中小企業に限る	全て

<sup>\*1</sup> エネ革税制では、平成21～23年度に取得した機械については初年度100%償却が可能となります。  
<sup>\*2</sup> 税額控除については中小企業に限ります。

Q2 申告手続きはどのように行えばいいですか？

A2 森精機がお客様の設備仕様等証明書の発行手続きを行い、交付された同証明書をお客様に送付します。お客様は確定申告時に確定申告書等に添付して頂くだけで大丈夫です。

Q3 大規模法人でも優遇税制を受けることができますか？

A3 高効率複合加工機を取得している場合に限り、エネ革税制の特別償却が適用されます。

Q4 エネ革該当機でない機械を導入していますが、改造すればエネ革に対応できますか？

A4 お客様が設備を取得した時点で仕様が、エネ革該当機となる条件を満たしている必要があります。

Q5 エネ革税制はリースによる取得でも適用可能でしょうか？

A5 はい、税制改正により所有権移転外リース契約による取得の場合、税額控除についてのみ適用可能となっています。特別償却は適用されません。

<機械移設のご注意>  
 輸出：本製品は、日本政府の外国為替及び外国貿易法の規制貨物に該当します。従って、該当品を輸出する場合には、同法に基づく許可が必要とされます。  
 本製品は、機械の移設を核知します。機械移設後は、株式会社森精機製作所による確認作業を受けない限り、本製品の運転を行うことができません。  
 株式会社森精機製作所は、機械を再運搬させることが買物もしくは技術の不正輸出となり得る、または違法な輸出規制を侵害するであろうと判断する場合は、機械の再運搬を拒否することができます。  
 その場合、株式会社森精機製作所は、機械を運搬できないことによるいかなる損失、またはサービス保証下における買物も一切負いません。

●DCG、DDM、BMT、ORCは株式会社森精機製作所の日本、米国およびその他の国における商標又は登録商標です。  
 ●記載の内容に関するご質問は、お近くのMORI金代理店またはテクニカルセンタまでお問い合わせください。  
 ●本カタログの内容は2011年10月現在のものです。予告なく仕様などを変更させていただく場合があります。

株式会社 森精機製作所

- 名古屋本社 □ 名古屋市中村区名駅2丁目35-16 (〒450-0002) TEL. (052) 587-1811
- 東京支社 □ 東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティ・A棟18階 (〒108-6018) TEL. (03) 5460-3570
- 奈良事業所 □ 奈良県大和郡市井野町362 (〒639-1183) TEL. (0743) 53-1121
- 奈良第二工場 □ 奈良県大和郡市北郡山町106 (〒639-1160) TEL. (0743) 53-1125
- 伊賀事業所 □ 三重県伊賀市柳本201 (〒519-1414) TEL. (0595) 45-4151
- 千葉事業所 □ 千葉県船橋市鈴身町488-19 (〒274-0052) TEL. (047) 410-8800

株式会社 森精機セールスアンドサービス

□ 名古屋市中村区名駅2丁目35-16 (〒450-0002) TEL. (052) 587-1862

サービスセンタ

修理やパーツのご依頼、技術相談など、24時間 365日対応のサービスセンタです。

TEL 0120-124-280 24時間 365日 通話無料  
 TEL 0077-78-0222

延長 平成24年 3月31日まで

# エネ革税制のご案内

## エネルギー需給構造改革投資促進税制

30%\*の減税効果 または 7%の税額控除

\* 法定耐用年数および法定実効税率により異なります。

エネ革税制とは？

省エネルギーに優れた機器の普及を促進するための税制優遇措置。  
 該当設備を取得したお客様が、税制上の待遇措置を受けることができるというものです。  
 確定申告書を提出する法人及び個人が「エネ革税制」の該当設備（新品に限る）を平成24年3月31日までに取得し、その後1年以内に使用を開始した場合、特別償却または税額控除を受けることができます。

該当条件

必須条件

- (1) ターニング機能
- (2) マシニング機能
- (3) 高効率モーター

かつ

下記の何れかの機能が装備されている

- ① インバーター方式による油圧制御装置
- ② 電気制御による駆動装置
- ③ 熱変位補正制御装置

● 詳しくは弊社の担当窓口までご相談ください。

該当製品（順次拡大中）

- NLX2500 MC Y SY SMC
- NLシリーズ MC Y SY SMC
- NVL1350 MC
- CLシリーズ M AM BM
- DuraTurnシリーズ MC
- DuraTurn 310 V3 eco
- SL-403 BMC CMC
- SL-603 BMC CMC
- VL-553MC II
- ZL-203 MC SMC
- ZL-253 MC SMC
- NVXシリーズ+DDRT
- NVシリーズ+DDRT
- NVDシリーズ<sup>\*1</sup>+DDRT
- DuraVerticalシリーズ+DDRT
- NMVシリーズ
- NHXシリーズ<sup>\*2</sup>
- NHシリーズ(Ⅱ含む)<sup>\*2</sup>
- NTXシリーズ
- NTシリーズ
- NZX1500
- NZX2000
- NZX2500<sup>\*3</sup>
- NZX-S1500<sup>\*4</sup>
- DMU 40 monoBLOCK
- DMU 60 monoBLOCK<sup>\*5</sup>
- DMU 80 monoBLOCK<sup>\*5</sup>
- DMU 80 P duoBLOCK
- DMU 210 P
- DMU 50<sup>\*5</sup>
- DMU 70<sup>\*5</sup>
- DMU 50 eVo linear<sup>\*5</sup>
- DMU 70 eVo linear<sup>\*5</sup>
- HSC 55 linear<sup>\*5</sup>
- DMU 50 eco
- ULTRASONIC 20 linear<sup>\*5</sup>

\*1 NVD1500 DCGは除く。  
 \*2 任意割出しテーブル仕様（オプション）時のみ該当となります。  
 \*3 L仕様（旋削仕様）は除く。  
 \*4 第2刃物台ミーリング仕様（オプション）時のみ該当となります。 \*5 NC回転テーブル仕様（オプション）時のみ該当となります。

# 1 特別償却

**30%\***の減税効果


平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得された機械は取得価額の**全額(100%)**を即時償却することができます。

\* 法定耐用年数および法定実効税率により異なります。

## 減税効果の例

機種	エネ革該当 	エネ革該当 	エネ革該当 
取得価額*1	¥13,000,000-	¥23,000,000-	¥29,000,000-
普通償却費(初年度)	¥3,250,000-	¥5,750,000-	¥7,250,000-
特別償却費	¥9,750,000-	¥17,250,000-	¥21,750,000-
特別償却による減税効果額(初年度)*2	<b>¥3,900,000-</b>	<b>¥6,900,000-</b>	<b>¥8,700,000-</b>

## 立形マシニングセンタにDDRTシリーズ(ロータリーテーブル)を搭載すると該当になります。

機種		エネ革該当 
取得価額*1	¥13,000,000-	¥14,700,000-
普通償却費(初年度)	¥3,250,000-	¥3,675,000-
特別償却費	特別償却不可	¥11,025,000-
特別償却による減税効果額(初年度)*2	—	<b>¥4,410,000-</b>

● 償却期間全体での償却費合計は、普通償却、特別償却ともに同じとなります。

● 法定耐用年数を10年として算出しています。

\*1 実際の取得価額は、装備、運送費、工事費などにより異なります。

\*2 法定実効税率を40%として、普通償却の場合と比較したときの初年度における減税効果額を算出しています。

DDRTを搭載すると減税効果が現れます。  
**DDRTの搭載をお勧めします。**

# 2 税額控除(中小企業者などに限る)

**7%の税額控除**

当期税額の20%相当額を限度とし、取得価額の7%相当額を税額控除することができます。ただし、控除限度超過額については、翌年度に限り、繰り越すことができます。また、所有権移転外リースにより取得された設備にも適用することができます。

## 税額控除の例

機種	エネ革該当 	エネ革該当 	エネ革該当 
取得価額*	¥13,000,000-	¥23,000,000-	¥29,000,000-
税額控除7%	<b>¥910,000-</b>	<b>¥1,610,000-</b>	<b>¥2,030,000-</b>

## 立形マシニングセンタにDDRTシリーズ(ロータリーテーブル)を搭載すると該当になります。

機種		エネ革該当 
取得価額*	¥13,000,000-	¥14,700,000-
税額控除7%	税額控除不可	<b>¥1,029,000-</b>

\* 実際の取得価額は、装備、運送費、工事費などにより異なります。

DDRTを搭載すると税額控除が可能です。  
**DDRTの搭載をお勧めします。**